

自然災害警報発令時における保育施設の休園基準について



真岡市では、台風・大雨・地震等の自然災害の発生や発生の恐れがある場合に、児童、保護者、保育従事者の生命や身体の安全を守るため、保育施設の臨時休園等の判断及び対応について次のとおり決めました。

今後、市から警戒レベル3から警戒レベル5の避難情報が発令された時には、臨時休園となる場合がありますので内容をご確認ください。

なお、災害のレベルに関わらず保育施設において安全に保育が出来ることが確認されれば、開園する場合がありますので、最終的な休園対応等については、各保育施設からのメール等でご確認をお願いいたします。

令和4年9月施行

■風水害

(1) 開園前（前日の17時）に発令された場合

避難情報	保育施設の対応		
警戒レベル5 (緊急安全確保)	臨時休園措置	・保護者へ休園する旨の連絡をします。	※やむを得ない事情により保育を必要とする児童に対しては、安全に保育を実施することが可能であると保育施設が判断した場合は、人数を制限し受け入れるよう努めます。
警戒レベル4 (避難指示)	原則、臨時休園措置 ※施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合に限り開園することもあります。	・保護者へ休園する旨の連絡をします。 《開園する場合》 ・保護者へ今後の警戒レベルの引き上げ等により休園を判断する旨を連絡します。	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	登園自粛要請	・保護者へ極力登園を見合わせるよう連絡をします。	

(2) 開園後に発令された場合

避難情報	保育施設の対応		
警戒レベル5 (緊急安全確保)	臨時休園措置	・保護者へ速やかな迎えの依頼をします。	※保護者の迎えや児童の引き渡しが危険な場合は、安全な状況になってからの対応とします。 ※原則、事前に保護者に周知している避難所へ児童を避難させます。ただし、園内が安全と判断した場合は、当該保育施設で保護者の迎えを待ちます。
警戒レベル4 (避難指示)	原則、臨時休園措置 ※施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合に限り休園しないこともあります。	・保護者へ速やかな迎えの依頼をします。 《休園しない場合》 ・保護者へ可能な限りお迎えを依頼すると共に、今後の警戒レベルの引き上げにより休園を判断する旨を連絡します。	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	降園要請	・保護者へ極力迎えに来ていただくよう連絡をします。	

■震度5弱以上の地震が発生した場合

保育施設は、施設の被害状況、職員体制の確保状況等を確認のうえ、施設長が開園又は臨時休園措置を判断し保護者へ連絡します。

※地域の道路の状況や気象の状況で登園が危険な場合は、登園を見合わせてください。
※お迎えについても周囲の状況に注意しながら早めの対応をお願いします。